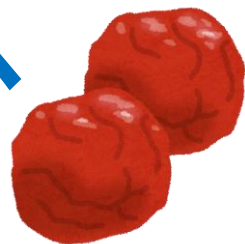


漬物を製造・販売 している農業者の皆様へ

「漬物製造業」食品営業許可の
取得に向けた研修会のご案内



食品衛生法の改正に伴い、梅干し等の漬物類を製造し直売所等に出荷する場合は、**営業許可を取得する必要があります。**ぜひ研修会に参加して営業許可の取得に向けて動き出しましょう！

※令和3年6月1日以前から製造していた方は、3年の経過措置期間が設けられており、令和6年5月31日までに営業許可が取得ができない場合、**令和6年6月1日以降、営業ができなくなります。**

- 1 日 時: 令和6年2月28日(水)
午後2時～3時(開場1時30分)
- 2 会 場: 君津合同庁舎4階 大会議室
木更津市貝淵3-13-34
- 3 内 容
「漬物製造業」営業許可の取得について
講師 君津健康福祉センター(君津保健所)

- 4 参加申込 以下のどちらかでお申込みください
(1) インターネット(ちば電子申請サービス)
君津農業事務所のHPからアクセス(QRコード)
(2) 参加申込書をFAX又はメールで送付
君津農業事務所



FAX : 0438-23-6698

メール: kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp へお送りください



主催 千葉県君津農業事務所
TEL 0438-25-0107 (企画振興課)